



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年4月16日金曜日 第1550号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 437

## 告 示

- 字の区域の変更（波方町）..... 438
- 新たに生じた土地の確認（弓削町）..... 438
- 字の区域の変更（ " ）..... 438
- 新たに生じた土地の確認（弓削町）..... 438
- 字の区域の変更（ " ）..... 439
- 新たに生じた土地の確認（生名村）..... 439
- 鳥獣保護区の変更案の縦覧..... 439
- 特別保護地区の指定案の縦覧（3件）..... 439
- 医療機関の指定..... 440
- 指定医療機関の廃止の届出..... 441
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出..... 441
- 指定施術機関の廃止の届出..... 441
- 指定居宅支援事業者の指定（3件）..... 441
- 指定居宅支援事業の廃止（3件）..... 442
- 指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 443
- 土地改良事業の計画の変更の認可..... 443
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 443
- 土地収用法に基づく事業の認定..... 443
- 公有水面埋立免許..... 444
- 道路の区域変更（一般国道197号）..... 445
- 道路の供用開始（ " ）..... 445
- 道路の区域変更（県道宇和野村線）..... 445
- 道路の供用開始（ " ）..... 445
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... 446
- 道路の供用開始（ " ）..... 446
- 開発行為に関する工事の完了..... 446
- 落札者等の告示..... 446

## 教育委員会告示

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正..... 447  
愛媛県指定有形文化財の指定..... 447

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 447

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更..... 447

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第32号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号ク中「国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3」を「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項」に改める。

様式第9号（表）(1)及び様式第10号（表）(1)中

散弾銃	銃砲所持許可番号	号
	許可年月日	年月日

を

散弾銃	銃砲所持許可番号	号
	許可年月日	年月日
空気銃（高圧圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可番号	号
	許可年月日	年月日

に改める。

様式第11号（表）(1)中「猟具の種類」の下に「並びに第2種銃猟免許に係る登録を申請する場合にあっては所持する免許の種類」を加え、「第2種銃猟免許狩猟者登録（空気銃）を申請する場合は、第1種銃猟免許の の中にレ印を付し、同欄に都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号を記載し、第2種銃猟免許欄の空気銃の の中にレ印を付すこと」を「空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の の中にレ印を付すこと。）」に改め、「網・わな猟免許」及び「第1種銃猟免許」の下に「に係る登録」を加え、

散弾銃	銃砲所持許可番号	号
	許可年月日	年月日
空気銃（高圧圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可番号	号
	許可年月日	年月日

第2種銃猟免許	空気銃（高圧圧縮ガスを使用するものを含む。）	都道府県知事名	交付年月日	年月日	狩猟免許の番号
					号

を

第2種銃猟免許に係る登録	空気銃（高圧圧縮ガスを使用するものを含む。）	所持する免許の種類	第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	狩猟免許の番号
					号
都道府県知事名	知事	交付年月日	年月日	年月日	号
					号

に改

め、同様式(裏)(4)中

散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
-----	----------	---	-------	-------

を

散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

に改

める。

様式第12号(表)(1)中「猟具の種類」の下に「並びに第2種銃猟免許に係る登録を申請する場合にあっては所持する免許の種類」を加え、「第2種銃猟免許狩猟者登録(空気銃)を申請する場合は、第1種銃猟免許の の中にレ印を付し、同欄に都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載し、第2種銃猟免許欄の空気銃の の中にレ印を付すこと」を「空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の の中にレ印を付すこと。)」に改め、「網・わな猟免許」及び「第1種銃猟免許」の下に「に係る登録」を加え、

「 散弾銃  
空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)

「 散弾銃」を に、

第2種銃猟免許	空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
---------	------------------------	---------	----	-------	-------	---------

を

第2種銃猟免許に係る登録	空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	狩猟免状の番号	
		都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	号

に改

め、同様式(裏)(4)中

散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
-----	----------	---	-------	-------

を

散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
空気銃(高圧圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

に改

め、同様式注2中「狩猟者登録」を「変更登録」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第853号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定

により、波方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称		左記の区域に編入する区域		摘 要	
		字 名	地 番		
大字 波方	字 桑坂	大字 波方	字 かうら	2565の11、2565の12の一部及び2565の18の一部	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第854号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
弓削町日比301の1、307から310まで、316の1、316の2、317の2、318の2、319、320、321の1、321の2、322から324まで、325の1、325の2、326の3、655及び1231並びに下弓削1003の地先	6,984.61

○愛媛県告示第855号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
日比	弓削町日比301の1、307から310まで、316の1、316の2、317の2、318の2、319、320、321の1、321の2、322から324まで、325の1、325の2、326の3、655及び1231並びに下弓削1003の地先公有水面埋立地	6,984.61

○愛媛県告示第856号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
弓削町日比301の1、307から310まで、316の1、316の2、317の2、318の2、319、320、321の1、321の2、322から324まで、325の1、325の2、326の3及び655並びに下弓削1003の地先	2,413.54

○愛媛県告示第 857 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
日比	弓削町日比301の1、307から310まで、316の1、316の2、317の2、318の2、319、320、321の1、321の2、322から324まで、325の1、325の2、326の3及び655並びに下弓削1003の地先公有水面埋立地	面積 (平方メートル) 2 413 54

○愛媛県告示第 858 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、生名村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は生名村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
生名村1464、1465の2、1466、1467の1、1467の2、1469の2及び1471の地先	759 33

○愛媛県告示第 859 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により変更しようとする鳥獣保護区は、次のとおりである。

なお、法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び西条地方局産業経済部四国中央林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更しようとする鳥獣保護区

- (1) 名称  
三島嶺南鳥獣保護区
- (2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を基点とし、ここから同ダム管理支所進入路を南に進み、国道 3 19号に出て、ここから同国道をほぼ南西に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、富郷橋南端で銅山川に出て、銅川右岸を上流に進み、富郷ダムえん堤東端に至る。ここから同ダム常時満水位の貯水線を南に進み、高橋谷橋北端で市道藤原葛川線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道葛川城師線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道城師大橋別子山線との交点に至り、ここから同市道を西に進み同県道に出て、同県道をほぼ北東に進み、県道猿田三島線との交点に至り、ここから同県道を北東に進み、市

道富坂千野々線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、農道長瀬 1 号線との交点に至り、ここから同農道をほぼ東に進み、瀬川橋北端で同川に出て、同川左岸を下流に進み、平野橋北端で国道 319 号に至り、ここから同国道を北に進み、金砂町と富郷町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、法皇山脈の稜線に至り、ここから同稜線を東に進み、市道法皇山線に出て、同市道を東に進み、同えん堤東端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南ないし南東に進み、同端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間  
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針の案

当該地域は、金砂湖県立自然公園があり、銅山川で結ばれた法皇湖及び金砂湖周辺にはカモ類をはじめとする多様な鳥獣が生息地していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、野鳥観察及び環境教育の場として活用を図る。

2 意見書の提出等

- (1) 意見書の提出  
変更しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出先  
愛媛県県民環境部環境局自然保護課  
愛媛県西条地方局産業経済部四国中央林業課

○愛媛県告示第 860 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び西条地方局産業経済部四国中央林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

- (1) 名称  
三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖常時満水位の貯水線をほぼ南西に進み、小川橋を経て、更に同線をほぼ西に進み、平野橋南端に至り、ここから同橋を渡り、同湖北岸で再び同線に至り、ここから同線をほぼ東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

三島嶺南鳥獣保護区のうち、多くの水鳥が生息する水面を特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、自然とのふれあいや野鳥観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用を図ることとし、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
愛媛県西条地方局産業経済部四国中央林業課

○愛媛県告示第 861 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び松山地方局産業経済部林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

伊予郡中山町大字佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線をほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、町道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に

当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
愛媛県松山地方局産業経済部林業課

○愛媛県告示第 862 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び松山地方局産業経済部久万林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

芋坂鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

上浮穴郡久万町大字父野川の林道芋坂支線と町道芋坂線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み、同郡小田町に至る作業道との交点に至り、ここから同作業道を南西に進み、久万町と小田町との境界で馬之地山に至る稜線に至る。ここから同稜線を西に進み、同山に至る。ここから同稜線を北ないし東に進み、同林道との交点に出て、同林道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

芋坂鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万町と同郡小田町との境界周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
愛媛県松山地方局産業経済部久万林業課

○愛媛県告示第 863 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
さとう内科クリニック	佐藤政晃	今治市新田町三丁目4番8号	平成16年4月1日
宇和島徳州会病院	医療法人 沖縄徳州会	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年4月1日
いまい歯科医院	医療法人 いまい歯科医院	新居浜市郷一丁目1番51号	平成16年4月1日
トマト薬局伊予店	株式会社トマト	伊予市米湊791-2	平成16年2月1日

指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
榎本歯科	榎本康久	伊予郡松前町大字筒井614-7	平成16年4月1日
瀬戸町国民健康保険大久診療所 川之浜出張診療所	瀬戸町長	西宇和郡瀬戸町川之浜1197番地	平成14年8月1日
新居浜プリポート薬局	株式会社プリポート	新居浜市新田町一丁目1-37	平成16年2月1日

○愛媛県告示第 864 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により

○愛媛県告示第 865 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る指定訪問に看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所在地	
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	訪問看護ステーション医師会 会上部	新居浜市松原町12番44号	平成15年12月1日
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	訪問看護ステーション医師会 会川東	新居浜市桜木町15番16号	平成15年12月1日

○愛媛県告示第 866 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
杉浦接骨院	杉浦英世	宇和島市元結掛一丁目5-6	平成16年3月22日

○愛媛県告示第 867 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名		名 称	所在地	
38000300113111	社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	二宮俊明	児童居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
38000300114119	社会福祉法人美川村社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒岩2923番地1	木下久敬	児童居宅介護	美川村社会福祉協議会指定障害児居宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒岩2920番地1	平成16年4月1日
38000300115132	社会福祉法人ひまわり育成会	西予市宇和町永長1371番地	上甲住夫	児童短期入所	宇和ひまわりの郷	西予市宇和町永長1371番地	平成16年4月1日

○愛媛県告示第 868 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100125117	社会福祉法人保内町 社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内 1番耕地124番地1	二 宮 俊 明	身体障害者居 宅介護	保内町ホームヘルプ サービス事業所	西宇和郡保内町宮内 1番耕地124番地1	平成16年 4月1日
38000100126115	有限会社ケアステー ション悠友	宇和島市丸之内四丁 目3番13号	中 平 律 子	身体障害者居 宅介護	ケアステーション悠 友	宇和島市丸之内四丁 目3番13号	平成16年 4月1日
38000100127113	社会福祉法人美川村 社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒 岩2923番地1	木 下 久 敬	身体障害者居 宅介護	美川村社会福祉協議 会指定身体障害者居 宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒 岩2920番地1	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 869 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200147110	社会福祉法人保内町 社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内 1番耕地124番地1	二 宮 俊 明	知的障害者居 宅介護	保内町ホームヘルプ サービス事業所	西宇和郡保内町宮内 1番耕地124番地1	平成16年 4月1日
38000200148118	社会福祉法人美川村 社会福祉協議会	上浮穴郡美川村上黒 岩2923番地1	木 下 久 敬	知的障害者居 宅介護	美川村社会福祉協議 会指定知的障害者居 宅介護事業所	上浮穴郡美川村上黒 岩2920番地1	平成16年 4月1日
38000200061121	社会福祉法人宇和町 社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲 1434番地1	井 上 義 忠	知的障害者デ イサービス	デイサービスセンタ ーいっとき館	西予市宇和町神領53 4	平成16年 4月1日
38000200066138	社会福祉法人ひまわ り育成会	西予市宇和町永長13 71番地	上 甲 住 夫	知的障害者短 期入所	宇和ひまわりの郷	西予市宇和町永長13 71番地	平成16年 4月1日

○愛媛県告示第 870 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300109119	有限会社糸山タクシ ー	今治市高部甲154番 地1	越 智 惇	児童居宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番 地1	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 871 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100122114	有限会社糸山タクシ ー	今治市高部甲154番 地1	越 智 惇	身体障害者居 宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番 地1	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 872 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成16年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200144117	有限会社系山タクシ	今治市高部甲154番 地1	越 智 悫	知的障害者居 宅介護	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番 地1	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第 873 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービス の 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		届 出 日 年 月 日	
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
38000100073119	社会福祉法人日吉 村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村大 字下鍵山299番地	山 本 雅 之	身体障害 者居宅介 護	日吉村社会福祉 協議会指定身体 障害者居宅介護 事業所	北宇和郡日吉村 大字下鍵山299 番地	北宇和郡日吉村 大字下鍵山500 番地	平成16年 3月15日

○愛媛県告示第 874 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年4月5日認可した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 875 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年4月16日から4月29日まで

○愛媛県告示第 876 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称  
西条市
- 2 事業の種類  
西条地区公民館建設工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県西条市新田地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

平成16年3月11日に、西条市から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第 3 条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第 207 号）による公民館」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について  
社会教育法第21条第 1 項において、「公民館は市町村が設置する」と規定されていることから、本件事業の起業者である西条市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者は本件事業の実施年度に必要な工事費、用地補償費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について  
本件事業は、西条市の西条地区の住民を対象とした公民館を移転新築するものである。

ア 現在の西条地区公民館は、西条市総合市民センターの中に設置されているため、当該センターの開館時間しか利用することができず、多様化・高度化する地区住民の文化ニーズにこたえることが困難な状況にある。

また、平成16年11月に 2 市 2 町（西条市、東予市、丹原町及び小松町）が合併し、新市庁舎の一部として当該センターが使われることが予定されている。

このような状況のなか、地区住民から公民館を移転新築してほしいとの強い要望がある。

本件事業の施行により、地区住民の要望に沿う施設整備等のための敷地を確保し、多様化・高度化する地区住民の文化ニーズに対応することが可能となり、地区住民の教養や芸術文化活動の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するものと認められ、本件

事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
本件事業は、地区住民の多様なニーズに総合的にこたえ、地区住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するために、地域の活動拠点として、地区住民の強い要望に基づき整備するものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第877号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字畑里甲635番4から同甲625番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに

6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字畑里甲645番地先の離岸堤に設置された金属錐）は、北緯33度59分35秒、東経132度37分15秒の地点

1点は、基点から真北95度33分52秒154.91メートルの地点

2点は、1点から真北328度43分18秒4.18メートルの地点

3点は、2点から真北238度22分07秒47.90メートルの地点

4点は、3点から真北239度16分31秒15.68メートルの地点

5点は、4点から真北240度52分16秒7.37メートルの地点

6点は、5点から真北105度00分13秒5.19メートルの地点

ウ 面積

278.67平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字畑里甲635番1から同甲625番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線及び15点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字畑里甲645番地先の離岸堤に設置された金属錐）は、北緯33度59分35秒、東経132度37分15秒の地点

1点は、基点から真北84度45分53秒137.19メートルの地点

2点は、1点から真北238度22分07秒48.09メートルの地点

3点は、2点から真北239度16分32秒14.73メートルの地点

4点は、3点から真北175度46分20秒27.21メートルの地点

5点は、4点から真北145度43分20秒15.10メートルの地点

6点は、5点から真北61度13分33秒12.24メートルの地点

7点は、6点から真北60度31分05秒12.00メートルの地点

8点は、7点から真北59度31分03秒7.97メートルの地点

9点は、8点から真北57度39分45秒1.12メートルの地点

10点は、9点から真北58度47分42秒17.22メートルの地点

11点は、10点から真北59度32分00秒6.96メートルの地点

12点は、11点から真北59度27分36秒4.12メートルの



地点  
 13点は、12点から真北57度36分12秒 16.31メートル  
 の地点  
 14点は、13点から真北 329 度01分03秒 11.04メー  
 ルの地点  
 15点は、14点から真北 238 度22分04秒3.58メートル  
 の地点

ウ 面積  
 2,901.82平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 道路用地 約 170平方メートル  
 護岸用地 約 110平方メートル  
 4 埋立免許年月日  
 平成16年4月7日

○愛媛県告示第 878 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市北只770番5から 同市北只754番4まで 及び 大洲市北只761番7から 同市北只634番3まで	旧	メートル 13.0~29.0 10.4~65.0	キロメートル 0.148 0.329	
			新	13.0~29.0 10.4~65.0	0.148 0.329	

○愛媛県告示第 879 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市北只770番5から 同市北只754番4まで 及び 大洲市北只761番7から 同市北只634番3まで	平成16年4月17日 15:00

○愛媛県告示第 880 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市宇和町卯之町五丁目244番3から 同町稲生39番8まで	旧	メートル 19.2~220.9	キロメートル 0.078	
			新	19.2~220.9	0.078	

○愛媛県告示第 881 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成16年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	西予市宇和町卯之町五丁目244番3から 同町稲生39番8まで	平成16年4月17日 15:00

## ○愛媛県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町足成字井手口1083番地先から 同字1079番地先まで	旧	メートル 5.2～18.4	キロメートル 0.058	
			新	9.7～61.0	0.058	
"	"	西宇和郡瀬戸町足成字井手口1079番地先から 同町足成字松ノ谷981番2地先まで	旧	5.7～13.0	0.060	
			新	5.7～13.0 23.0～42.5	0.060 0.036	

## ○愛媛県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町足成字井手口1083番地先から 同町足成字松ノ谷986番4まで	平成16年4月16日

## ○愛媛県告示第884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第1号 平成16年4月5日	伊予郡松前町大字筒井字樋ノ口855番3	伊予市米湊833番地1 亀岡清市
16今局建（開）第1号 平成16年4月6日	越智郡玉川町大字大野字中ノ切甲126番7及び甲127番1	松山市勝山町一丁目14番地1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村上榮一
16西局建（開）第1号 平成16年4月8日	西条市洲之内字上郷甲114番8	西条市神拝甲355番地1 マルイカトレア909号 森政和 森由美子

## ○愛媛県告示第885号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務 一式	愛媛県教育委員会事務局教育総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年3月29日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 松山市一番町四丁目3番地	33,516,000円	一般競争入札	平成16年2月17日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定（昭和47年9月愛媛県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

義務教育諸学校教科用図書採択地区の名称及び区域の表中

「西条地区	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市、周桑郡	」を に、
「四国中央地区	四国中央市	
新居浜地区	新居浜市	
西条地区	西条市、東予市、周桑郡	
「松山地区	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡、伊予郡	」を
八幡浜地区	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡	
「松山地区	松山市、北条市	」に改める
温泉・上浮穴地区	温泉郡、上浮穴郡	
伊予地区	伊予市、伊予郡	
大洲・喜多地区	大洲市、喜多郡	
八幡浜・西宇和地区	八幡浜市、西宇和郡	
西予地区	西予市	

○愛媛県教育委員会告示第7号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財に指定する。

平成16年4月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

指定する有形文化財

名称	所在地	所有者	員数
興願寺三重塔	四国中央市三島宮川三丁目字亀水1039番地7	四国中央市三島宮川三丁目19番16号興願寺	1基
興隆寺三重塔	周桑郡丹原町大字古田甲1657番地	周桑郡丹原町大字古田甲1657番地興隆寺	1基
正法寺観音堂	北宇和郡三間町大字黒井地2285番地	北宇和郡三間町大字黒井地2285番地正法寺	1棟

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月16日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表3の項の次に次のように加える。

3の2	四国横断自動車道	大洲市北只784番2から西予市宇和町稲生913番地まで
-----	----------	-----------------------------

別表15の項の次に次のように加える。

15の2	一般国道56号（大洲道路）	大洲市北只1503番15地先から同市北只784番2まで
------	---------------	-----------------------------

別表66の項の次に次のように加える。

66の2	県道宇和野村線	西予市宇和町稲生913番地から同町卯之町四丁目522番地まで
------	---------	--------------------------------

附則

この規則は、平成16年4月17日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる病院として指定したもののうち、国立療養所愛媛病院及び国立病院四国がんセンターについて、次のとおり名称の変更があった。

平成16年4月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

名称	新	旧
名称	新	独立行政法人国立病院機構 愛媛病院
	旧	国立療養所愛媛病院
名称	新	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター
	旧	国立病院四国がんセンター

